

裁判後の
加害者の状況を
知りたい

事件の影響で
今も
苦しんでいる

加害者に
きちんと
謝ってほしい

再び
被害を受けないか
不安…



お話を聴かせてください
更生保護には
犯罪被害者の方々のための
制度があります

保護観察所 被害者専用電話番号

お住まいの地域の番号まで遠慮なくお電話ください

札幌	011-261-9228	名古屋	052-961-0249
函館	0138-24-2112	津	059-227-6675
旭川	0166-59-2068	大津	077-524-4420
釧路	0154-23-3207	京都	075-417-4803
青森	017-732-1049	大阪	06-6949-6522
盛岡	019-624-3433	神戸	078-351-4020
仙台	022-221-1455	奈良	0742-23-1233
秋田	018-862-4718	和歌山	073-436-2520
山形	023-631-2431	鳥取	0857-22-3519
福島	024-534-2241	松江	0852-21-2250
水戸	029-227-7072	岡山	086-224-3008
宇都宮	028-621-2298	広島	082-221-4489
前橋	027-237-5014	山口	083-922-1329
さいたま	048-861-8843	徳島	088-622-4368
千葉	043-204-7794	高松	087-822-5447
東京	03-3597-0132	松山	089-941-9985
横浜	045-201-1848	高知	088-873-1090
新潟	025-222-1500	福岡	092-737-6963
甲府	055-235-7127	佐賀	0952-27-4155
長野	026-234-2060	長崎	095-822-5184
静岡	054-253-0209	熊本	096-366-8770
富山	076-421-5663	大分	097-536-6308
金沢	076-261-0089	宮崎	0985-24-4380
福井	0776-28-7125	鹿児島	099-227-4080
岐阜	058-265-2579	那覇	098-853-2961

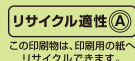
地方更生保護委員会 被害者専用電話番号

意見等聴取制度や

仮釈放・仮退院等に関するお問合せはこちらへ

北海道	011-272-5270	近畿	06-6949-0079
東北	022-221-3540	中国	082-224-0920
関東	048-601-2132	四国	087-826-4055
中部	052-951-2951	九州	092-761-7822

くわしくはホームページをご覧ください
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim03.html



令和4年10月発行

犯罪被害にあわれた方へ

裁判・審判の終了後に利用できる
制度があります。

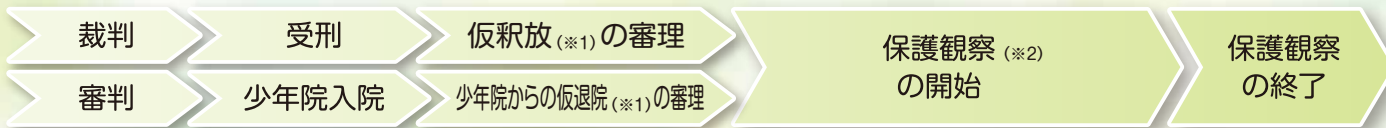
更生保護 被害者支援

検索

法務省保護局



更生保護における犯罪被害にあわれた方々のための制度



(※1) 仮釈放・仮退院：刑務所や少年院に収容されている加害者を期間の満了前に仮に釈放し、残りの期間を社会内で生活させながら、その間保護観察に付する制度。

(※2) 保護観察：加害者を改善更生させて再犯・再非行を防ぐため、保護観察所において指導を行う制度。



加害者の仮釈放・仮退院等について意見を言いたい

意見等聴取制度があります

- 加害者の仮釈放又は少年院からの仮退院等(※3)の審理を行う地方更生保護委員会に対して、ご意見や、被害についてのお気持ちを伝えることができます。
- 利用できる期間…仮釈放・仮退院等の審理期間中
- お住まいの地域の保護観察所では意見書作成のサポートや代筆などの支援を行っています。
- 詳しくは、地方更生保護委員会までご相談ください。

(※3) 18歳又は19歳で2年の保護観察処分に付された加害者が少年院に収容された後、期間の満了前に出院させ、その後、保護観察を再開することができますが、この出院についても意見を述べることができます。



保護観察中の加害者に気持ちや意見を伝えたい

心情等伝達制度があります

- 保護観察所が被害に関するお気持ちや、加害者の生活・行動に対するご意見をお聴きして、保護観察中の加害者に伝えます。
- 利用できる期間…加害者が保護観察を受けている期間
- 詳しくは、加害者の保護観察を実施している保護観察所か、お住まいの地域の保護観察所までご相談ください。



加害者に関する情報を知りたい

被害者等通知制度があります

- 加害者の仮釈放等を審理する地方更生保護委員会から、審理の開始やその結果を通知します。
- 詳しくは、地方更生保護委員会までご相談ください。
- 保護観察所から、保護観察中の加害者の処遇状況に関する事項を通知します。
- 詳しくは、加害者の保護観察を実施している保護観察所か、お住まいの地域の保護観察所までご相談ください。



被害を受けたことによる悩みや不安を相談したい

相談・支援を行っています

- 被害者支援専任のスタッフが、悩みや不安をお聴きし、ご相談に応じます。
- 上記の各制度の詳しい説明や、他の機関や団体が行う支援制度をご紹介します、その利用をお手伝いします。
- 利用できる期間…いつでもご利用いただけます。
- 詳しくは、お住まいの地域の保護観察所までご相談ください。

○各制度のご利用には申出の手続きが必要です(相談・支援は必要ありません)。制度の利用、相談は無料です。また、各制度にはご利用になれる方の範囲が定められています。



制度を利用したことや相談内容の秘密は守られますか？ また、一人で相談するには不安があるのですが。



スタッフには守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密は守られます。また、心情等伝達制度を除き、加害者に制度の利用が知られることはありません。専任のスタッフがお出迎えし、専用の相談室を用意しています。付添いについてもご相談ください。一般的な質問は、匿名でもお問い合わせいただけます。



意見等聴取制度や心情等伝達制度はどのようにして行うのですか？



ご意見等を記載した書面のご提出も可能ですが、ご意見やお気持ちをより正確に伝えていただくためにも、役所にお越しいただき、直接お話しされることをお勧めします。なお、両制度の利用のためにお越しいただく場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。



意見等聴取制度で述べた意見等は、どのように扱われるのですか？



ご意見等は、加害者の仮釈放・仮退院等を許すか否かを判断する審理に当たり考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察における指導に当たり考慮されます。



心情等伝達制度で加害者に心情等を伝えることにどんな意味があるのですか？



加害者に被害の実情などを直視させ、反省や償いの意識を深めさせるよう指導を行います。また、お伝えになった心情等を受けて加害者が述べたことなどをお知らせすることもできます。